

小児・若年がん患者

在宅療養生活支援事業のご案内

みやこ町では、40歳未満のがん患者の人が、住み慣れた自宅で自分らしく安心して療養生活を送ることができるよう、在宅サービスにかかる利用料の一部を助成することにより、患者さんご家族の負担を軽減します。



補助を受けることができる人

助成の対象となるのは、次の項目すべてに該当する人です。

- みやこ町に住所を有する40歳未満の人
- 末期がん患者（医師が一般的に認められている医学的知見に基づき、判断したものに限り）
- 在宅療養上の生活支援及び介護が必要な人
- 他の事業において、同様のサービスの利用を受けることができない人
- 町に対する支払義務のある案件全てに滞納がない世帯に属する人



対象となるサービス

| 区分 | 内容 |
|------------------|--|
| 訪問介護 (ホームヘルプ) | ・身体介護（食事、清拭、入浴、排泄などの介助） ・生活援助（調理、洗濯、掃除、買い物などの介助） ・通院、外出の介護など |
| 訪問入浴介護 | 居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う |
| 福祉用具の 貸与または購入 | ・車いす（付属品含む）・特殊寝台（付属品含む） ・床ずれ防止用具・体位変換器（起き上がり補助装置を含む） ・手すり（工事を伴わないもの）・スロープ（工事を伴わないもの） ・歩行器・歩行補助つえ・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト（つり具の部分を除く、階段移動用リフトを含む） ・自動排泄処理装置（レシーバー、チューブ、タンク等を除く） ・腰掛便座・入浴補助用具・自動排泄処理装置の交換可能部品 ・簡易浴槽・移動用リフトのつり具の部分 など |



補助額

- 1か月あたりのサービス利用額の9割相当を助成します。ただし、補助上限額は、1か月あたり5万4千円とします。
- 補助上限額を上回る利用料については、ご本人の負担になります。



利用の流れ

① 利用申請

以下の書類をみやこ町 子育て・健康支援課 健康支援係に提出してください。

- みやこ町小児・若年がん患者在宅療養生活支援事業利用申請書
 - 主治医の意見書または、末期がん患者であると医師が判断したことが確認できる書類
- ※意見書の作成にかかる文書料は、利用者負担になります。

各様式は、みやこ町子育て・健康支援課窓口やホームページにて配布しています。

② 利用決定の通知

申請内容を審査し、みやこ町から利用決定通知書を送付します。

③ サービスの利用

サービス提供事業者（介護保険の指定業者等）と契約を行い、サービス利用を開始してください。

④ サービス利用料の支払い

サービス提供事業者から請求された金額をいったん支払い、①領収書と、②サービス内容・日時・利用回数・金額が記載された明細書を必ず発行してもらってください。

⑤ 助成金の申請

以下の書類をみやこ町 子育て・健康支援課 健康支援係に提出してください。

※申請は、複数月分をまとめて行うことができますが、サービスを利用した年度中に提出してください。ただし、3月末日までの利用分は4月末日までの提出期限となります。

- みやこ町小児・若年がん患者在宅療養生活支援事業助成金交付申請書
- 利用サービスの領収書
- サービス内容・日時・利用回数・金額等が記載された明細書

⑥ 交付決定の通知

申請内容を審査し、みやこ町から交付決定通知書を送付します。

⑦ 助成金の請求

以下の書類をみやこ町 子育て・健康支援課 健康支援係に提出してください。

- みやこ町小児・若年がん患者在宅療養生活支援事業助成金請求書
- 助成対象者本人名義の金融機関の通帳等カナ氏名および口座番号が確認できるものの写し

⑧ 申請者への支払い

みやこ町から指定の口座に補助金を支払います。

6万円のサービスを利用した場合（補助上限額5万4千円）

